

障がい福祉サービス等情報公表制度とは

● 障がい福祉サービス等情報公表制度

障がい福祉サービス等情報公表制度は、障がい福祉サービス等を利用しようとしている方が事業所選択を支援することを目的として、「障がい福祉サービス等事業所」の情報を、都道府県がインターネット等により公表するしくみです。

※障がい福祉サービス等事業所を選択する際に必要な情報を、24時間、365日、誰でも気軽に情報を入手することができます。



*バナーをクリックすると「障害福祉サービス等情報検索」にジャンプします

障がい福祉サービス等情報公表制度のしくみ



● 公表までの流れ

大阪市所在の施設・事業所の情報は、大阪市が公表しています。

公表までのフロー図



- ① 各事業者は直近の事業所情報を大阪市の報告
- ② 大阪市の内容を審査・承認
- ③ WAM NET に 施設・事業所情報が掲載



事業所情報の報告に関して詳しくは、裏面をご参照ください

● 公表される事業所情報の内容

■ 基本情報

事業所等の所在地
従業員数
営業時間
事業所の事業内容 等

■ 運営情報

障がい福祉サービス等に関する具体的な取組の状況
関係機関との連携
苦情対応の状況
安全管理等の取組状況 等



障害福祉サービス等提供事業者は、情報公表システムの登録内容を定期的（年1回）に更新し、大阪市に報告する必要があります。

報告期限は **毎年5月から7月末まで** です。

*令和4年度の更新・報告が終わっていない事業者は、早急にお手続きください。

障がい福祉サービス等情報の報告手順について

手順 1

○ 大阪市担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

手順 2

○ 情報公表システムより、ログインID・パスワードがメールにて通知されます。



事業者 ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順 3

事業者 入力内容を確認後、大阪市へ報告します。

情報公表システムより申請いただくことで大阪市に報告することができます

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

○ 大阪市担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。


- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。（**事業者** 修正の上、再度報告します。）
- ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

○ 大阪市による承認後、報告内容が WAM NET に公表されます。

WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>



 WAM NET（情報公表システム）で情報登録、公表を行うことで、福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の取得要件である情報公表（いわゆる「見える化」）に対応したものと扱われます。

令和4年4月1日より、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において 新設・見直しされた加算等の情報公表が可能となりました。情報公表ができる 加算の種類やシステムへの入力 などに関して詳しくは下記にてご確認ください。



https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/shofukupubsys/info/sfk_kasan202205.pdf

障がい福祉サービス等情報公表制度・システムに関しては、大阪市ホームページにも掲載しています！

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000507749.html>

お問い合わせ先：大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課

電話番号：06-6241-6527 音声ガイダンスのあと「4」をプッシュ

e-mail：uneishidou2@city.osaka.lg.jp